

平成26年第2回定例会

議案等審議結果一覧表 議員別

会派名		イーブンあしや							あしや新風会				日本共産党芦屋市議会議員団			公明党			創政クラブ		新社会党		
議案番号	議案名	青山暁	福井美奈子	畑中俊彦	中島健一	重村啓二郎	松木義昭	中島かおり	長谷基弘	寺前尊文	いとうまい	徳重光彦	平野貞雄	木野下章	森しずか	徳田直彦	嶋山和也	田原俊彦	都筑省三	長野良三	前田辰一	山口みさえ	
報告第2号	芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
報告第3号	平成25年度芦屋市病院事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第37号	芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第38号	芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×
第39号	芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×
第40号	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第41号	芦屋市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第42号	芦屋市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第43号	平成26年度芦屋市一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第44号	(仮称)芦屋市庁舎東館新築工事請負契約の締結について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第45号	芦屋市立打出浜小学校大規模改修工事請負契約の締結について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第46号	芦屋市立宮川小学校プール棟渡り廊下新築工事及び宮川幼稚園大規模改修工事請負契約の締結について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第47号	財産の取得について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第48号	訴えの提起について	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第25号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に関する請願書	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第26号	海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書提出を求める請願書	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第27号	浜風幼稚園の廃園について慎重審議を求める請願書	みなし不採択																					

会派名		イーブンあしや							あしや新風会				日本共産党芦屋市議会議員団			公明党			創政クラブ		新社会党	
議案番号	議案名	青山暁	福井美奈子	畑中俊彦	中島健一	重村啓二郎	松木義昭	中島かおり	長谷基弘	寺前尊文	いとうまい	徳重光彦	平野貞雄	木野下章	森しずか	徳田直彦	帰山和也	田原俊彦	都筑省三	長野良三	前田辰一	山口みさえ
議提第19号	海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議提第20号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

\*「○」→賛成、「×」→反対、「欠」→欠席、「棄」→棄権、「除」→除斥

\*議長は表決に参加しないため、表決結果は「—」となっています。

\*「除斥」とは、議会における審議の公正を期するため、審議事件と一定の利害関係を有する議員が当該事件の審議に参加できないことです。

\*「みなし採択・不採択」とは、同一会期中において、既に同一趣旨、同一目的の議案または請願等が議決されている場合の請願について、

一事不再議の原則に触れるため議決することなく、既になされた同一趣旨、同一目的の議案または請願等の議決の結果により「採択」又は「不採択」とみなして処理する取扱いのことです。